毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大

分 県 編集

株インタープリンツ

ように改正する。

(定価 箇年 三万八千八百八十円

# 三月二十

目

次

則

平 成三十

号

曜

H

車賃は」に、

金

3 項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

九

日

第六条第一項及び第二項を削り、

「車賃を支給する」を「計算する」に改め、

同項を同条第一項とし、

同条第四

これを

「前条第一項及び第三項の規定に

前項の規定にかかわらず」を「の

同条第三項中「には、

準じて算定した路程に応じた車賃の額」に改める。 切り捨てる。 第六条の二中「前条第三項に規定する車賃定額の額」を 車賃の計算をする際に用いる路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、

### 則

別表第三を削る。

この規則は、 平成三十一年四月一日から施行する。

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 日 市 具

正

### 大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県規則第十二号

应

 大分県職員住宅管理規則の一部改正…………………………………………………………………一 

人事委員会規則

大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正…………………

職員の任用に関する規則施行細則の一

应

○規

則

人事委員会告示

る 大分県職員住宅管理規則(昭和三十一年大分県規則第百号)の一部を次のように改正す

し、又は第四条の二の規定により特に必要があると認められた事由が消滅した」に改める。 別表第一の日田県職員アパート 第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、 (ほ号)の項を削り、 同項第一号中「喪失した」を「喪失 同表の竹田県職員アパート(は号)

の項中 一三、八〇〇円 一六、三〇〇円 六、八〇〇円 」 を 一六、三〇〇円 二一、九〇〇円 一六、八〇〇円 に改める。

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

大分県知事職務代理者

大分県副知事

日

市

具

正

平成三十一年三月二十九日

別表第二の三重総合高等学校久住校教職員住宅の項中

校教職員住宅 三重総合高等学校久住

大分県規則第十一号

職員等の旅費に関する条例施行規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

を 教職員住宅 久住高原農業高等学校

> に改め、 同表の三重地区高等

平成三十一年三月二十九日

(昭和二十六年大分県規則第三十一号)の一部を次の

大分県報号外 (規則

平成三十一年三月二十九日

一次		改										<u> </u>	_	1		
1 この規則の、平成三十一年四月一日から施行する。   1 この規則の、平成三十一年四月一日から施行する。   1 この規則の、平成三十一年四月一日から施行する。   1 この規則の、平成三十一年四月一日から施行する。   2 この規則の施行の際規にこの規則による改正前の大分県裁員住宅管理規則(以下がより、政策 単 身 着 住 宅   2 この規則の施行の際規にこの規則による改正前の大分県裁員住宅管理規則(以下がより、政策   2 この規則をいう。)の規定に基づいて提出された中毒書きる他の書類は、この規則をいう。)の規定に基づいて提出された中毒書きる他の書類は、この規則をいる。   2 この規則の一部を改正する規則をここに公布する。  2 に 大分県規則第十三号   2 に 大分県規則第十三号   2 に 公・ 大分県規則第十三号   2 に 大分県規則第十三号   2 に 公・ 大分県別・ 大分県別・ 下では、当の地の、一部を改正する規則をここに公・ 下では、 下では、 下では、 下では、 下では、 下では、 下では、 下では、		改める。						用	中中		中中	第一号様式中	珠単		別表第三中	
1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。   2 この規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則の相正をして使用すると   大分県規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則第十三号   大分県規則の1部を改正する規則 (以下の規則という。)の規定に基づいて提出されている申請書きの他の書類は、この規則   改正後の大分県職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する   大分県規則の1部を改正する規則を11年表分に対して使用する2を次のように改正する規則の1部を改正する1年表別の1部を対別の1部を2を表			>					谷	"			-	者住	(ほ号)	日田県職	( <u>i</u>
を															1   13	r f
1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。   1 この規則に、平成三十一年四月一日から施行する。   2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県職員住宅管理規則(以下   文						を 			畑							
1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。  1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。  2 この規則第一号様式の規定に基づいて提出された申請書その他の書類は、この規則を正さる。  技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  大分県規則第十三号 大分県規則第十三号 大分県規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  大分県予算規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  大分県予算規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  大分県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。  大分県規則第十四号 大分県規則第十四号 大分県規則第十四号 大分県規則第十四号 大分県規則第十四号 大分県規則第十四号 大分県別別第十四号 大分県別別第五の保健所の項中 「保健所及び動物」に改め、 「保健所及で動物」に改め、 「保健所の項中」、「保健所及で動物」に改め、 「保健所及で動物」に改め、 「保健所の項中」、「保健所及で動物」に改め、 「保健所及で動物」に改め、 「保健所及で動物」に改め、 「保健所及で動物」に改め、 「保健所の項中」、「保健所及で動物」に改め、 「保健所及で動物」に改め、 「保健所ので動物」に改め、 「保健所ので動物」に改め、 「保健所ので動物」に改め、 「保健所ので動物」に改め、 「保健所ので動物」に対し、 「保健所ので動物、 「保護の、 「保									無							
を 2 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。 (経過措置) を 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県職員住宅管理規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則と、								果			群 作	-				
を (経過措置)  を 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県職員住宅管理規則(以下2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県職員住宅管理規則の規定に基づいて提出されて中高書至の他の書類は、この規則が上三号とる。  「 2 この規則が一号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用するときる。								₩					」に改める			
1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。  (経過措置)  2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県職員住宅管理規則(以下別・						1.7				_			0		を	
成三十一年四月一日から施行する。  成三十一年四月一日から施行する。  成三十一年四月一日から施行する。  (本ととして使用するに表づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則規定に基づいて提出された申請書その他の書類は、この規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とこに公布する。  (本ととして使用するに大分県知則の一部を改正する規則をここに公布する。)  「「保健所及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。」 「保健所及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。」 「保健所及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。」 「保健所及び動物」に改める。 「「保健所及び動物」に改める。 「大分県知事職務代理者」 大分県知事職務代理者 大分県知事職務代理者 大分県規則第五十三号)の一部を次のように改正する規則を正する規則をここに公布する。	 大分		大分県		大平分		 別 表	- を次の	大	· ·		技能	きす	改則		
成三十一年四月一日から施行する。  成三十一年四月一日から施行する。  成三十一年四月一日から施行する。  (本ととして使用するに表づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則規定に基づいて提出された申請書その他の書類は、この規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とこに公布する。  (本ととして使用するに大分県知則の一部を改正する規則をここに公布する。)  「「保健所及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。」 「保健所及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。」 「保健所及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。」 「保健所及び動物」に改める。 「「保健所及び動物」に改める。 「大分県知事職務代理者」 大分県知事職務代理者 大分県知事職務代理者 大分県規則第五十三号)の一部を次のように改正する規則を正する規則をここに公布する。	県予算規則	大分県予算	規則第十四		成三十一年			ように改工	一		成三十一年	労務職員 の	。 規則第一日		の規則の対過措置)	この規則は、
施行する。 施行する。 施行する。  施行する。  か正前の大分県職員住宅管理規則(以下 といる申請書その他の書類は、この規則 でいる申請書その他の書類は、この規則 の一部を改正する規則をここに公布する。 「保健所及び動物」 を 愛護センター 」 「保健所及び動物」に改めるこに公布する。 「保健所及び動物」に改める。 「保健所及び動物」に改める。		昇規則の一	号		平三月二十則の一部を	平成三十一	運所の 項中	止する。	の給与及び <b>喊員の給与</b> 二号		平三月二十	の給与及び	<b>万様式の</b> 担	<b>帰職員住宅</b> の規定に	<b>心行の際</b> 預	
施行する。 施行する。 施行する。  施行する。  か正前の大分県職員住宅管理規則(以下 といる申請書その他の書類は、この規則 でいる申請書その他の書類は、この規則 の一部を改正する規則をここに公布する。 「保健所及び動物」 を 愛護センター 」 「保健所及び動物」に改めるこに公布する。 「保健所及び動物」に改める。 「保健所及び動物」に改める。	一十九年大	部を改正			-九日	年四月一		٦	<b>予及び旅費</b>		九月日	)旅費に関	<b></b> 定による	七管理規則に基づいて	死にこの担	-一年四月
施行する。 施行する。 施行する。  施行する。  か正前の大分県職員住宅管理規則(以下 といる申請書その他の書類は、この規則 でいる申請書その他の書類は、この規則 の一部を改正する規則をここに公布する。 「保健所及び動物」 を 愛護センター 」 「保健所及び動物」に改めるこに公布する。 「保健所及び動物」に改める。 「保健所及び動物」に改める。	八分県規則	する規則	+	大分	規則をこ		健		Rする規則 <b>で関する</b>	<del>*</del>	大分	(する規則	用紙は、	の規定に提出され	須 による	7一日から
(次の他の書類は、この規則でれた申請書その他の書類は、この規則をこれた申請書その他の書類は、この規則を 1 日 市 具 1 日 市	第五十三	ж.	人名男富名	7.県知事職	ここに公布	そ~~~~			+8	八分県副知	県知事職	の一部を	当分の問	基づいて	改正前の	施行する
一日市 具 正 正 日 市 具 正 正			事	務代理者	する。	}		٦	部を改正		務代理者	改正する		提出され	大分県職	0
1理規則 (以下「旧理規則 (以下「旧理規則 (以下「旧	部を次の			I		}	センターののであります。		八分県規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日		規則をこ	補正をし	た申請書	員住宅管	
正する。     ま規以下       る。     こと類則下       る。     とといる。       正     がみより旧	ように改					}			第七十一			こに公布	で使用す	その他の	理規則(	
γ γ 5 III	正する。						める。		号) の 一部	正		する。	ることが	書類とみ.	以下「旧	

第二十五条第二項中第五号を削り、 第九号から第十二号までを削り、第十三号を第七号とする 第六号を第五号とし、第七号を削り、 第八号を第六号

この規則は、 平成三十一年四月一日から施行する。

### 人事委員会規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

**大分県人事委員会委員長** 石

井 久

大分県人事委員会規則第四号

### 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則 (昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号)の一部を次

のように改正する

別表第四中「新大分丸」を「翔洋丸」に改める。

附

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石

久

子

井

大分県人事委員会規則第五号

### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則 (昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号)の一部を次のよ | 大分県人事委員会規則第七号

うに改正する。

船舶(三種)」に、「二十トン以上五百トン未満」を「五百トン以上千六百トン未満」に、 (一種)」を「大型船舶 (三種)」に改め、 別表第五の中型船舶(一種)船長級の項、 同表の備考1中「中型船舶(一種)」を「大型 航海長級の項及び航海士級の項中「中型船舶

「二百トン以上千六百トン未満」を「千六百トン以上」に改める

この規則は、 平成三十一年四月一日から施行する

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長

石 井

久

子

大分県人事委員会規則第六号

### 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則 (昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号) の一部を次の

ように改正する。

第十五条の二第三項第一号及び第二号中「四分の三」を「五分の四」に改める。

### 則

(施行期日)

子

1 この規則は、 平成三十一年四月一日から施行する

(特別急行列車等に係る通勤手当の返納に関する特例

2 うち、同日以降に同条第六項の規定により通勤手当の返納をさせる者の通勤手当の返納額 規定にかかわらず、なお従前の例による。 については、この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則第十五条の二第三項の 支給された職員で同年四月一日以降に当該通勤手当に係る支給単位期間が終了する者の 大分県条例第三十九号)第十三条の六第三項に規定する特別急行列車等に係る通勤手当を 成三十年大分県条例第五十二号)による改正前の職員の給与に関する条例(昭和三十二年 平成三十一年三月三十一日以前に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十一年三月二十九日

**天分県人事委員会委員長** 石 井

久

子

## 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号) の一部

十五」を「百分の百十」に改める。 分の二百二十五」に改め、 第十四条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、 同条第二号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、 「百分の二百三十」を「百 「百分の百

一首、

一首、 別表第一のイの表の海事職給料表の部の中型船舶(一種)船長級の項中「中陸書書 ( -同表の教育職給料表」の部の講師 助教諭 養護助

(平成二

を「2数85歩巻」に改める。 実習助手 寄宿舎指導員の項中「2数89号器」を「2数86号器」に、「2数88号器」

この規則は、 平成三十一年四月一日から施行する。

に公布する。 大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここ

平成三十一年三月二十九日

八分県人事委員会委員長

石 井

久

子

大分県人事委員会規則第八号

# 大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する

会規則第二十二号) 大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十四年大分県人事委員 の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

### 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石 井

久

子

大分県人事委員会委員長

## 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

大分県人事委員会規則第九号

職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年大分県人事委員会規則第一号) 0) 一部を

次のように改正する。

第二条中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

### 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置

2 ては、同条に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の職員の自己啓発等休業 この規則による改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則第二条の規定の適用につい

> 四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたもの に関する規則第二条に規定する大学院の課程(学校教育法の一部を改正する法律 十九年法律第四十一号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百 に限る。)を含むものとする。

### ○人事委員会告示

### 大分県人事委員会告示第一号

次のように改正する。 職員の任用に関する規則施行細則 (昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号) の一部を

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長

別表第二のホの表中 「中型船舶(一種)」を「大型船舶(三種)」に改める。

石

井

久

子

### 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。